

令和 6 年 4 月 30 日

松山市議会議長

渡部 克彦 様

議員名 上田貞人印

### 令和 5 年度政務活動費收支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 5 年度政務活動費收支報告書を提出します。

## 令和5年度政務活動費收支報告書

議員 上田 貞人

### 1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	6	円

### 2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	0	
研修費	8,200	議連会費他
広報費	578,998	会報印刷・郵送料他
広聴費	<del>150,000</del> <del>150,000</del>	ガソリン代・携帯電話代
要請・陳情活動費	0	
会議費	800	会議時駐車場代
資料作成費	11,815	インクカートリッジ・コピー用紙
資料購入費	42,000	新聞購読料
人件費	150,000	<del>事務所給料</del>
事務所費	<del>266,435</del> <del>265,144</del>	電話・インターネット・タブレット代他
合 計	<del>1,209,629</del> <del>1,210,384</del>	

### 3. 残 額

14,327  
14,324 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

### 令和5年度 科目別集計表

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

## 支出伝票

債務確定日(※)	2023年 9月 30日		整理番号	1	
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	
	人件費	事務所費			
使途及び内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費（2023年4月～9月）				
金 額	3,000	円	按分率	100	%
特記事項					
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023年 4月 17日			
☆マニュアルが足りない場合は 別紙で添付してください。					
<b>領 収 書</b>					
令和 5年 4月 17日					
上 田 貞 人 様					
下記の金額を領収いたしました。					
<b><u>金額 3,000円 也</u></b>					
但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として					
松山市議会観光振興議員連盟 会 長 渡部 克彦					

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

### (名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
  - (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (平30本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
  - (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
  - (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

### (組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

### (役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

### (役員の選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

### (役員の任期)

第7条 役員の任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

### (役員の任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

## 支出伝票

債務確定日(※)	2024年 3月 31日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使途及び内 容 等	松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分（2023年10月～2024年3月）		
金 額	3,000	円	按分率 100 %
特記事項			

領収書その他証拠書類の添付欄 支払年月日 2023年 12月 11日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

### 領 収 書

令和5年 12月 // 日

上田 貞人 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000円也

但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟

会長 渡部 克彦

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

### (名 称)

第1条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申

(2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力

(平30本号中改正)

(3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大

(4) 県・四国内における関係団体との交流の促進

(5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

### (組 織)

第4条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

### (役 員)

第5条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会 長 1名

(2) 副 会 長 1名

(3) 理 事 若干名

(4) 監 事 2名

### (役員の選任)

第6条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

### (役員の任期)

第7条 役員の任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

### (役員の任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

## 支出伝票

債務確定日(※)	2024年 3月 31日		整理番号	3
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
使途及び内 容 等	愛媛拉致議連・市町議会議員会費			
金 额	1,200	円	按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023年 9月 12日		

## 領 収 書

金1,200円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として  
上記のとおり領収しました。

令和5年9月12日

松山市議会議員  
上田 貞人 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を  
究明する地方議員連絡会（愛媛拉致議連）  
会長 三宅 浩正

3

# 北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する 地方議員連絡会規約

## (目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、  
拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

## (名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員  
連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

## (構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構  
成する。

## (活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## (機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

## (役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員の選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 3月 31日		整理番号	4
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
使途及び 内 容 等	特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構会費			
金 領額	1,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023年 10月 27日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 領 収 書

令和 5年 10月 27日

上田 貞人 様

年会費 ( 1口 1,000 円)

但し、令和5年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構会費  
として  
上記正に領収しました。

令和5年度の会費をいただき、誠にありがとうございます。  
今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

〒791-8067

愛媛県松山市古三津六丁目 6-42 I ビル102号

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構

会長 大塚 岩男

TEL 089-995-8491

# 特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構（以下「本機構」という。）という。

### (事務所及び事業地域)

第2条 本機構は、事務所を愛媛県松山市に置く。

2 本機構は、原則として、愛媛県をその事業を行う地域（以下「事業地域」という。）とする。

### (目的)

第3条 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、事業地域において、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業の種類)

第5条 本機構は、第3条の目的を達成するため、事業地域において、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下「雇用協力事業者」という。）の増加を図る事業
- (2) 犯罪者等の就労に関する保護司、更生保護施設等からの要請を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (3) 雇用協力事業者に犯罪者等の就労の受け入れを要請するなどして犯罪者等の求人の情報を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (4) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成事業
- (5) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用する場合における身元保証制度の広報及び斡旋事業
- (6) 犯罪者等が参加する事業所での職場体験講習、就労セミナー及び見学会等の実施事業
- (7) 犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰事業
- (8) 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業
- (9) その他第3条の目的を達するために必要と認める事業

## 第2章 会 員

### (会員)

第6条 本機構の会員は、本機構の目的に賛同して入会した事業者団体、事業者、地方就労支援事業者組織、個人、事業者以外の法人又は団体並びに本機構の役員とし、会員をもつて特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

### (会員の種別等)

第7条 会員は、一種会員、二種会員、三種会員、四種会員及び本機構の役員とする。

- 2 一種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者の団体とする。一種会員は犯罪者等の就労の支援が治安の面から重要であることを傘下の事業者に周知させるなど本機構の事業の推進に協力する。
- 3 二種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者とする。二種会員は、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 4 三種会員は本機構の目的に賛同して入会した雇用協力事業者とする。三種会員は、できる限り犯罪者等に就労の機会を与えるほか、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 5 四種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者以外の個人、法人又は団体とする。四種会員は、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 6 会員は、毎年度、本機構の事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

### (入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会で定める手続きにより会員となる。

- 2 入会の申し込みがあったときには、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

### (会員名簿)

第9条 本機構は、毎年度、会員の名簿を作成し、会員に配布する。

### (会員の資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) 本機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## (拠出金等の精算)

第13条 既に納入した会費その他の拠出金は、会員資格を喪失した理由の如何を問わず、返還しない。

## 第3章 役員

## (役員の種別及び定数)

第14条 本機構に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうちから、会長1人、副会長1人、常務理事1人を置く。

## (役員の選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の中から、総会において選任する。ただし、それらの選任が補充の人事を行うなど急を要するときは、理事の互選によることができ、その場合は、次の総会に報告しなければならない。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、本機構の理事又は職員を兼ねてはならない。

## (会長、副会長、常務理事及び理事の職務)

- 第16条 会長は、本機構を代表し、その業務を総理する。会長以外の理事は、本機構の業務について、本機構を代表しない。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
  - 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本機構の常務を処理する。
  - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本機構の業務を執行する。

## (監事の職務)

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本機構の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本機構の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本機構の財産の状況について、理事に意見を述べること。

## (役員の任期等)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第21条 役員は常務理事を除いて無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項の役員報酬及び費用に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第22条 本機構に名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、総会において選任する。
- 3 名誉会長及び顧問は、本機構の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に答える。
- 4 名誉会長及び顧問は、毎年度、事業計画、活動予算、事業成績、活動決算その他重要な事項の報告を受ける。

## 第5章 事務局

(事務局の設置)

第23条 本機構に、その事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第24条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第6章 会議

(種別)

第25条 本機構の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第26条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告及び活動決算
- (2) 役員の選任及び解任、職務並びに報酬

- (3) 名誉会長及び顧問の選任
- (4) 定款の変更
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び合併
- (8) その他運営に関する重要事項

**(総会の開催)**

第28条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して総会の招集の請求があつたとき。
- (3) 第17条第4号の規定により、監事が招集したとき。

**(総会の招集)**

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号に規定する請求があつたときは、当該請求のあつた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、開催日の14日前までに会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面により、全会員に通知しなければならない。

**(総会の議長)**

第30条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

**(総会の定足数)**

第31条 総会は、会員総数の過半数の会員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

**(総会の議決)**

- 第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した会員の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(総会における議決権等)**

第33条 各会員の議決権は平等とする。

- 2 総会に出席できない会員は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。
- 3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

**(総会の議事録)**

第34条 総会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集の年月日

- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 会員総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)
- (4) 目的たる事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、当該請求のあった日から14日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、開催日の7日前までに、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面により、通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長は、自ら理事会に出席できないときその他の場合に、あらかじめ副会長に理事会の議長として、議事の運営を委任することができる。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した理事の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができます。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における議決権等)

第41条 各理事の議決権は平等とする。

- 2 理事会に出席できない理事は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。
- 3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがない。

(理事会に代える書面付議)

第42条 簡易な事項又は急速を要する事項については、理事全員に書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会の議事録)

第43条 理事会を開催したとき又は前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、次の各号（前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、第2号に代えて、書面の回答を期限とした日時とする。）に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集又は書面による付議の年月日
  - (2) 開会の日時及び場所
  - (3) 理事総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)
  - (4) 目的たる事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成及び区分)

第44条 本機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
  - (2) 会費
  - (3) 寄付金品
  - (4) 財産から生じる収入
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) その他の収入
- 2 本機構の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第45条 本機構の資産は、理事会の議決を経て、会長が定める方法により、会長が管理する。

(会計の原則及び区分)

第46条 本機構の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 本機構の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第47条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第48条 本機構の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。事業年度の途中におけるその重要な変更も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び活動決算)

第50条 本機構の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後2か月以内に、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。

2 決算上繰越金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更及び本機構の解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本機構は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消

2 前項第1号の事由により本機構が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 本機構が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、更生保護法人愛媛県保護観察協会に帰属するものとする。

(合併)

第54条 本機構が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本機構の公告は、本機構の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

## 第10章 雜則

(施行細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、本機構の成立の日から施行する。
- 2 本機構の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長	麻生俊介
副会長	一色誠
常務理事	一木淳
理事	永田誓
理事	門昭
理事	事哲
理事	事要
理事	事三
理事	事三男
理事	事正
理事	事幸
監事	宏

- 3 本機構の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、本機構の成立の日から平成23年6月30日までとする。
- 4 本機構の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、本機構成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 本機構の設立当初の事業計画及び活動予算是、第48条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本機構の設立当初の会費は、第7条第3項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
  - 二種会員 1口10,000円（1口以上10口以内）
  - 三種会員 1口1,000円（1口以上100口以内）
  - 四種会員 個人、法人又は団体ともに、1口1,000円（1口以上）
- 7 この定款の変更は、平成28年8月24日から施行する。  
この定款の変更は、平成30年5月14日から施行する。

令和5年度 科目別集計表

科 目 名		支 出 金 額	備 考	整 理 番 号
日 付	内 容			
広報費				
7/31	会報印刷代	33,484 円		5
8/26	プリンタラベル	2,705 円		6
9/8	会報郵送料	149,348 円		7
10/6	会報郵送料	3,801 円		8
10/31	会報校正・ポスティング費用	50,000 円		9
1/29	会報印刷代	39,776 円		10
2/5	郵送用封筒	3,324 円		11
2/5	郵送用封筒	9,800 円		12
2/11	プリンタラベル	2,805 円		13
2/14	会報印刷代	15,923 円		14
2/14	郵送用封筒	9,900 円		15
3/5	会報郵送料	161,920 円		16
3/15	プリンタラベル	1,772 円		17
3/20	会報校正・ポスティング費用	50,000 円		18
4/8	会報郵送料	22,809 円		19
4/8	HPサーバー使用料・ドメイン更新費用	21,631 円		20
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		578,998 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023年 7月 31日		整理番号	5	
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	
	人件費	事務所費			
使途及び 内 容 等	会報印刷代 vol. 29				
金 额	33,484	円	按分率	90	%
特記事項	37,205×0.9				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2023年 7月 31日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。					

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 領収書



日付: 2023年7月31日

領収書番号: R-230731018699

上田貞人 御中

ラクスル株式会社

〒141-0021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル 1F  
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

**¥37,205-**

但し 商品代として  
上記金額を正に受領いたしました。

ご注文番号	商品概要 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
[REDACTED]	(会報) チラシ・フライヤー,B4,両面力 ラー,光沢紙(コート),標準: 90kg,折り加工: 2つ折り(セン ター折り)	5,000部	2023年 8月2日	¥33,823

注文内容:	商品:	¥33,823
注文合計:		¥33,823
消費税:		¥3,382
ご請求合計金額:		¥37,205

お支払い方法: コンビニ支払い

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023年 8月 26日		整理番号	6	
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	
	要請・陳情活動費	会議費		資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費			
使途及び 内 容 等	プリンタラベル				
金 额	2,705	円	按分率	100	%
特 記 事 項					

領収書その他証拠書類の添付欄 支払年月日 2023年 8月 26日

**新製品が安い**  
**KS ケーズデンキ**

お買上げ明細  
2023年 8月26日(土) 18時45分  
(3144000096698)  
会員番号 [REDACTED]

【明細】  
 1 ● プリンタラベル用紙  
 マクセル  
 4902580737511 M8960V-110A  
 1点 10% ¥2,705  
 クーポン値引100円  
 5%値引対象  
 1点/合計 ¥2,705  
 税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥2,705  
 (内消費税額 ¥245)

[0173144-017060446-2310009920086]

**新製品が安い**  
**KS ケーズデンキ**

お買上げ明細  
2023年 8月26日(土) 18時45分  
(3144000096698)  
会員番号 [REDACTED]

【明細】  
 1 ● プリンタラベル用紙  
 マクセル  
 4902580737511 M8960V-110A  
 1点 10% ¥2,705  
 クーポン値引100円  
 5%値引対象  
 1点/合計 ¥2,705  
 税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥2,705  
 (内消費税額 ¥245)

[0173144-017060446-2310009920086]

領 収 証  
2023年 8月26日(土) 18時45分  
上田 貞人 様  
金額 ¥2,705  
(内消費税等 ¥245)  
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥2,705  
(内消費税額 ¥245)  
但し、お品代として  
上記金額正に領収致しました。

領 収 証  
2023年 8月26日(土) 18時45分  
上田 貞人 様  
金額 ¥2,705  
(内消費税等 ¥245)  
税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥2,705  
(内消費税額 ¥245)  
但し、お品代として  
上記金額正に領収致しました。

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023年 9月 8日		整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費	広聴費
使途及び内 容 等	会報郵送料 vol. 29			
金 额	149,348	円	按分率	90 %
特記事項	165,943 × 0.9			

領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023年 9月 8日																																																																																																																											
ご 利 用 控		ご 利 用 控																																																																																																																											
<p>お取引内容 振込</p> <table border="1"> <tr> <td>機械番号</td> <td>取扱番号</td> <td>ご利用年月日</td> </tr> <tr> <td>62 012</td> <td></td> <td>20230908</td> </tr> <tr> <td>販売店番号</td> <td>銀行番号</td> <td>支店番号</td> </tr> <tr> <td>137</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>万円券</td> <td>五千円券</td> <td>二千円券</td> <td>一千円券</td> <td>お 取 引 金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>¥165,943</td> </tr> <tr> <td>テスウリヨウ</td> <td colspan="4">お 取 引 後 残 高</td> </tr> <tr> <td>¥0</td> <td colspan="4">*****</td> </tr> <tr> <td>(00751)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>ご依頼人ウタ" サタ"ヒト</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>お振込先</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>お受取人カ)タウンネット マツヤマメー</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>お振込明細 一案内</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	機械番号	取扱番号	ご利用年月日	62 012		20230908	販売店番号	銀行番号	支店番号	137			万円券	五千円券	二千円券	一千円券	お 取 引 金 額					¥165,943	テスウリヨウ	お 取 引 後 残 高				¥0	*****				(00751)					ご依頼人ウタ" サタ"ヒト					お振込先					普通					お受取人カ)タウンネット マツヤマメー					お振込明細 一案内					<p>お取引内容 振込</p> <table border="1"> <tr> <td>機械番号</td> <td>取扱番号</td> <td>ご利用年月日</td> </tr> <tr> <td>62 012</td> <td></td> <td>20230908</td> </tr> <tr> <td>販売店番号</td> <td>銀行番号</td> <td>支店番号</td> </tr> <tr> <td>137</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>万円券</td> <td>五千円券</td> <td>二千円券</td> <td>一千円券</td> <td>お 取 引 金 額</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>¥165,943</td> </tr> <tr> <td>テスウリヨウ</td> <td colspan="4">お 取 引 後 残 高</td> </tr> <tr> <td>¥0</td> <td colspan="4">*****</td> </tr> <tr> <td>(00751)</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>ご依頼人ウタ" サタ"ヒト</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>お振込先</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>お受取人カ)タウンネット マツヤマメー</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>お取引明細 一案内</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>	機械番号	取扱番号	ご利用年月日	62 012		20230908	販売店番号	銀行番号	支店番号	137			万円券	五千円券	二千円券	一千円券	お 取 引 金 額					¥165,943	テスウリヨウ	お 取 引 後 残 高				¥0	*****				(00751)					ご依頼人ウタ" サタ"ヒト					お振込先					普通					お受取人カ)タウンネット マツヤマメー					お取引明細 一案内				
機械番号	取扱番号	ご利用年月日																																																																																																																											
62 012		20230908																																																																																																																											
販売店番号	銀行番号	支店番号																																																																																																																											
137																																																																																																																													
万円券	五千円券	二千円券	一千円券	お 取 引 金 額																																																																																																																									
				¥165,943																																																																																																																									
テスウリヨウ	お 取 引 後 残 高																																																																																																																												
¥0	*****																																																																																																																												
(00751)																																																																																																																													
ご依頼人ウタ" サタ"ヒト																																																																																																																													
お振込先																																																																																																																													
普通																																																																																																																													
お受取人カ)タウンネット マツヤマメー																																																																																																																													
お振込明細 一案内																																																																																																																													
機械番号	取扱番号	ご利用年月日																																																																																																																											
62 012		20230908																																																																																																																											
販売店番号	銀行番号	支店番号																																																																																																																											
137																																																																																																																													
万円券	五千円券	二千円券	一千円券	お 取 引 金 額																																																																																																																									
				¥165,943																																																																																																																									
テスウリヨウ	お 取 引 後 残 高																																																																																																																												
¥0	*****																																																																																																																												
(00751)																																																																																																																													
ご依頼人ウタ" サタ"ヒト																																																																																																																													
お振込先																																																																																																																													
普通																																																																																																																													
お受取人カ)タウンネット マツヤマメー																																																																																																																													
お取引明細 一案内																																																																																																																													
いつもご利用いただきありがとうございます。		印紙税申告納付につき松山税務署承認済	いつもご利用いただきありがとうございます。																																																																																																																										
<b>伊予銀行</b>			<b>伊予銀行</b>																																																																																																																										

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 請求書

790-0036

愛媛県松山市小栗1-2-18  
上田 貞人 様

2023年8月31日

No. 1

株式会社 タウンネット  
松山メールセンター

791-2111 愛媛県伊予郡砥部町八幡116-1  
TEL:089-997-7800 FAX:089-997-7080

## 振込先銀行

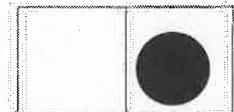
お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

お客様コードNo. [REDACTED]

毎度ありがとうございます。  
下記の通り御請求申し上げます。

普通預金 [REDACTED]

株式会社 タウンネット  
松山メールセンター



前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	消費税額	御買上計	今回御請求額
0	0	0	150,858	15,085	165,943	165,943

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単位	単価	御買上額
2023/08/28	51856	定形/定形外 100g ハガキ (エリア内)	1,490		58.00	86,420
		定形/定形外 100g ハガキ (エリア外)	8		58.00	464
2023/08/29	51860	定形/定形外 100g ハガキ (エリア内)	709		58.00	41,122
		定形/定形外 100g ハガキ (エリア外)	2		58.00	116
2023/08/31	51879	定形/定形外 100g ハガキ (エリア内)	390		58.00	22,620
		定形/定形外 100g ハガキ (エリア外)	2		58.00	116

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023年 10月 6日	整理番号	8																																																													
科 目	調査研究費 研修費 要請・陳情活動費 会議費 人件費 事務所費	広報費	広聴費																																																													
使途及び内 容 等	会報郵送料 vol. 29																																																															
金 額	3801 円	按分率	90 %																																																													
特記事項	4,224×0.9																																																															
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023年 10月 6日																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">ご 利 用 控</th> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>機械番号</td> <td>取扱番号</td> <td>ご利用年月日</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振込</td> <td>61 006</td> <td>20231006</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱店番号</td> <td>銀行番号</td> <td>支店番号</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>137</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>万円券</td> <td>五千円券</td> <td>二千円券</td> <td>千円券</td> <td>お 取 引 金 銭</td> <td>¥4,224</td> </tr> <tr> <td>テスウリヨウ</td> <td>お 取 引 後 残 額</td> <td>¥0</td> <td>*****</td> <td>お 取 引 後 残 額</td> <td>¥4,224</td> </tr> <tr> <td>(00659)</td> <td>ご 依 頼 人 ウエタ サタヒト</td> <td></td> <td></td> <td>お 取 引 後 残 額</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>お振込先</td> <td colspan="4">普通</td> <td>お受取人カ) タウンネット マツヤマメ</td> </tr> <tr> <td>お振込明細</td> <td colspan="4"></td> <td>お受取人カ) タウンネット マツヤマメ</td> </tr> <tr> <td>ご案内</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">           いつもご利用いただきありがとうございます。  <b>伊予銀行</b> </td> <td>申込書面告納 付につき松山 税務署申認函</td> </tr> </tbody> </table>				ご 利 用 控				お取引内容	機械番号	取扱番号	ご利用年月日	振込	61 006	20231006		取扱店番号	銀行番号	支店番号	口座番号	137				万円券	五千円券	二千円券	千円券	お 取 引 金 銭	¥4,224	テスウリヨウ	お 取 引 後 残 額	¥0	*****	お 取 引 後 残 額	¥4,224	(00659)	ご 依 頼 人 ウエタ サタヒト			お 取 引 後 残 額	¥0	お振込先	普通				お受取人カ) タウンネット マツヤマメ	お振込明細					お受取人カ) タウンネット マツヤマメ	ご案内						いつもご利用いただきありがとうございます。 <b>伊予銀行</b>				申込書面告納 付につき松山 税務署申認函
ご 利 用 控																																																																
お取引内容	機械番号	取扱番号	ご利用年月日																																																													
振込	61 006	20231006																																																														
取扱店番号	銀行番号	支店番号	口座番号																																																													
137																																																																
万円券	五千円券	二千円券	千円券	お 取 引 金 銭	¥4,224																																																											
テスウリヨウ	お 取 引 後 残 額	¥0	*****	お 取 引 後 残 額	¥4,224																																																											
(00659)	ご 依 頼 人 ウエタ サタヒト			お 取 引 後 残 額	¥0																																																											
お振込先	普通				お受取人カ) タウンネット マツヤマメ																																																											
お振込明細					お受取人カ) タウンネット マツヤマメ																																																											
ご案内																																																																
いつもご利用いただきありがとうございます。 <b>伊予銀行</b>				申込書面告納 付につき松山 税務署申認函																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">ご 利 用 控</th> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>機械番号</td> <td>取扱番号</td> <td>ご利用年月日</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振込</td> <td>61 006</td> <td>20231006</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取扱店番号</td> <td>銀行番号</td> <td>支店番号</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>137</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>万円券</td> <td>五千円券</td> <td>二千円券</td> <td>千円券</td> <td>お 取 引 金 銭</td> <td>¥4,224</td> </tr> <tr> <td>テスウリヨウ</td> <td>お 取 引 後 残 額</td> <td>¥0</td> <td>*****</td> <td>お 取 引 後 残 額</td> <td>¥4,224</td> </tr> <tr> <td>(00659)</td> <td>ご 依 頼 人 ウエタ サタヒト</td> <td></td> <td></td> <td>お 取 引 後 残 額</td> <td>¥0</td> </tr> <tr> <td>お振込先</td> <td colspan="4">普通</td> <td>お受取人カ) タウンネット マツヤマメ</td> </tr> <tr> <td>お振込明細</td> <td colspan="4"></td> <td>お受取人カ) タウンネット マツヤマメ</td> </tr> <tr> <td>ご案内</td> <td colspan="4"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">           いつもご利用いただきありがとうございます。  <b>伊予銀行</b> </td> <td>申込書面告納 付につき松山 税務署申認函</td> </tr> </tbody> </table>				ご 利 用 控				お取引内容	機械番号	取扱番号	ご利用年月日	振込	61 006	20231006		取扱店番号	銀行番号	支店番号	口座番号	137				万円券	五千円券	二千円券	千円券	お 取 引 金 銭	¥4,224	テスウリヨウ	お 取 引 後 残 額	¥0	*****	お 取 引 後 残 額	¥4,224	(00659)	ご 依 頼 人 ウエタ サタヒト			お 取 引 後 残 額	¥0	お振込先	普通				お受取人カ) タウンネット マツヤマメ	お振込明細					お受取人カ) タウンネット マツヤマメ	ご案内						いつもご利用いただきありがとうございます。 <b>伊予銀行</b>				申込書面告納 付につき松山 税務署申認函
ご 利 用 控																																																																
お取引内容	機械番号	取扱番号	ご利用年月日																																																													
振込	61 006	20231006																																																														
取扱店番号	銀行番号	支店番号	口座番号																																																													
137																																																																
万円券	五千円券	二千円券	千円券	お 取 引 金 銭	¥4,224																																																											
テスウリヨウ	お 取 引 後 残 額	¥0	*****	お 取 引 後 残 額	¥4,224																																																											
(00659)	ご 依 頼 人 ウエタ サタヒト			お 取 引 後 残 額	¥0																																																											
お振込先	普通				お受取人カ) タウンネット マツヤマメ																																																											
お振込明細					お受取人カ) タウンネット マツヤマメ																																																											
ご案内																																																																
いつもご利用いただきありがとうございます。 <b>伊予銀行</b>				申込書面告納 付につき松山 税務署申認函																																																												

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 請求書

790-0036

愛媛県松山市小栗1-2-18  
上田 貞人 様

2023年9月30日

No. 1

株式会社タウンネット 松山メールセンター

登録番号 T9-5000-0201-9566

791-2111愛媛県伊予郡砥部町八倉116-1

TEL:089-997-7800

FAX:089-997-7080

振込先銀行

普通預金

株式会社タウンネット  
松山メールセンター

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

お客様コードNo. [REDACTED]

毎度ありがとうございます。

下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	消費税額	御買上計	今回御請求額
165,943	165,943	0	3,840	384	4,224	4,224

伝票日付	伝票No.	品番・品名	数量	単位	単価	御買上額
2023/09/08	19917	振込入金				165,943
2023/09/20	52005	定形/定形外 100g マテ (ヨリ内)	36		64.00 10%	2,304
		定形/定形外 100g マテ (ヨリ外)	24		64.00 10%	1,536
				【売上合計】	(本体 10%)	3,840
					(消費税 10%)	384

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2023年 10月 31日		整理番号	9
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
使途及び 内 容 等	会報校正・ポスティング費用			
金 額	50,000	円	按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2023年 10月 31日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

## 領 収 証

2023年10月31日

上田貞人 様

★ ￥50,000-

但 会報校正・ポスティング費用として  
上記正に領収いたしました

内 積
被扶養額
消費税額等( % )

印1018

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式2) (様式2)

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 1月 29日		整理番号	10	
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	
	人件費	事務所費			
使途及び 内 容 等	会報印刷代 vol.30				
金 額	39,776	円	按分率	100	%
特 記 事 項					
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024年 1月 29日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

⑩ 広報賞



## 領収書

上田貞人 御中

取引年月日：2024年01月29日(月)

下記正に領収いたしました。

領収書番号：R-240128456189

合計金額 (税込) 39,776円

ラクスル株式会社

10%対象 39,776円 (内消費税: 3,616円)

〒1410021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケイビル1F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
[REDACTED]	チラシ・フライヤー / B4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準：90kg / 折り加工: 2つ折り(センター折り)	5,500部	36,160円	出荷予定日: 2024年1月31日 会報

「\*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 36,160円
小計 (税抜)	36,160円
合計金額 (税込)	39,776円

お支払い方法: コンビニ支払い

お客様へ（必ずご確認ください）

本画面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム（<https://raksul.com/contact/>）からご連絡ください。

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 2月 5日	整理番号	11
科 目	調査研究費 研修費 要請・陳情活動費 会議費 人件費 事務所費	広報費	広聴費
使途及び内 容 等	郵送用封筒		
金 额	3,324 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年 2月 5日	

2024年 2月 5日(月)

## 領 収 証

上 田 貞 人 様

¥3,324-

上記正に領収しました (消費税等)

¥302-を含みます)

現計 (消費税等)

¥3,324-  
¥302-を含みます)

パッケージプラザ 松山東店  
愛媛県松山市北久米町754-3  
089-960-1311  
登録番号 T8500001015427 株式会社 西部包装  
※財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

0001-6507-2

2024年 2月 5日(月)

## 領 収 証

上 田 貞 人 様

¥3,324-

上記正に領収しました (消費税等)

¥302-を含みます)

現計 (消費税等)

¥3,324-  
¥302-を含みます)

パッケージプラザ 松山東店  
愛媛県松山市北久米町754-3  
089-960-1311  
登録番号 T8500001015427 株式会社 西部包装  
※財布等で保管戴く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

0001-6507-2

購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

# 支出伝票

債務確定日(※)	2024年 2月 12日	整理番号	12	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費	広聴費
使途及び内 容 等	郵送用封筒			
金 額	9,800	円	按分率	100 %
特記事項				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日		2024年 2月 12日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 領収書

上田貞人 様

9,800円領収しました

但し:アート・エムとの取引として

## 利用情報

注文番号:

注文日:2024年02月05日

お支払い方法:セブンイレブン(前払)

発送日:2024年02月08日

## 領収者情報

領収者:株式会社アート・エム

店舗名:アート・エム

登録番号:T3180001099565

店舗住所:〒454-0962  
愛知県 名古屋市中川区 戸田2丁目1503-2

電話番号:052-442-0133

## 注文合計

商品小計	9,900円
クーポン利用	-100円
<b>総合計</b>	<b>9,800円</b>
<b>支払い金額</b>	<b>9,800円</b>

<b>支払い内訳</b>	
セブンイレブン(前払)	9,800円
<b>課税内訳</b>	
10%対象	9,800円
うち10%対象消費税	891円

※表示金額は全て税込です  
※支払い金額は総合計からポイントを除いた金額です

## 注文情報

## 配送情報

配達方法:追跡可能メール便

お届け先住所:〒790-0036  
愛媛県 松山市 小栗1-2-18

## 商品明細

商品種別	商品番号	商品名	数量	単価(税込)	税率	小計(税込)
初回注文	B5f T100	[国産]テープ付 B5【ピッタリサイズ】透明OPP袋(透明封筒)【100枚】30ミクロン厚(標準)188x260+40mm	20	495円	10%	9,900円

※表示金額は全て税込です

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 2月 11日	整理番号	13
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使途及び内 容 等	プリンタラベル		
金 额	2,805	円	按分率 100 %
特 記 事 項			

領収書その他証拠書類の添付欄 支払年月日 2024年 2月 11日

新製品が安い  
**K's** ケーズデンキ

お買上 純  
2024年 2月11日(日) 12時25分

会員番号 [REDACTED]

-<明細>-  
 1 ●宛名・表示ラベル  
 エーワン  
 4906186724210 72421  
 1点 10% ¥935  
 5%値引対象  
  
 2 ●ニュースタンダードラベル2.1  
 エーワン  
 4906186722216 72221  
 2点 10% ¥1,870  
 5%値引対象  
  
 3点/合計 ¥2,805  
 税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥2,805  
 (内消費税額 ¥255)

[0173144-017064345-2310009103694]

新製品が安い  
**K's** ケーズデンキ

お買上 純  
2024年 2月11日(日) 12時25分

会員番号 [REDACTED]

-<明細>-  
 1 ●宛名・表示ラベル  
 エーワン  
 4906186724210 72421  
 1点 10% ¥935  
 5%値引対象  
  
 2 ●ニュースタンダードラベル2.1  
 エーワン  
 4906186722216 72221  
 2点 10% ¥1,870  
 5%値引対象  
  
 3点/合計 ¥2,805  
 税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥2,805  
 (内消費税額 ¥255)

[0173144-017064345-2310009103694]

領 収 証  
2024年 2月11日(日) 12時25分  
上田 貞人 様

金額 ¥2,805  
(内消費税等 ¥255)

税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥2,805  
(内消費税額 ¥255)

但し、お品代として  
上記金額正に領收取致しました。

領 収 証  
2024年 2月11日(日) 12時25分  
上田 貞人 様

金額 ¥2,805  
(内消費税等 ¥255)

税率別内訳 / 課税対象額 10% ¥2,805  
(内消費税額 ¥255)

但し、お品代として  
上記金額正に領收取致しました。

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 2月 14日		整理番号	14	
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	
	要請・陳情活動費	会議費		資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費			
使途及び 内 容 等	会報印刷代 vol.30				
金 额	15,923	円	按分率	100	%
特 記 事 項					
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024年 2月 14日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。					

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 領収書



上田貞人 御中

取引年月日：2024年02月14日(水)

下記正に領収いたしました。

領収書番号：R-240213584586

合計金額 (税込) 15,923円

ラクスル株式会社

10%対象 15,923円 (内消費税: 1,448円)

〒1410021 東京都品川区上大崎2-24-9 アイケビル1F

登録番号：T9010401089631

注文番号	商品	数量	金額	備考
[REDACTED]	チラシ・フライヤー / B4 / 両面カラー / 光沢紙(コート) / 標準：90kg / 折り加工: 2つ折り(センター折り)	2,000部	14,475円	出荷予定日: 2024年2月20日 会報

「\*」は軽減税率対象であることを示します。

注文内容	商品合計: 14,475円
小計 (税抜)	14,475円
合計金額 (税込)	15,923円

お支払い方法: コンビニ支払い

お客様へ（必ずご確認ください）

本画面についてご不明点などございましたらお問合せフォーム（<https://raksul.com/contact/>）からご連絡ください。

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 2月 15日	整理番号	15
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使途及び内 容 等	郵送用封筒		
金 額	9,900 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日 2024年 2月 15日		

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 領収書

上田貞人 様

9,900円領収しました

但し:アート・エムとの取引として

## 利用情報

注文番号: [REDACTED]

注文日:2024年02月13日

お支払い方法:セブンイレブン(前払)

発送日:2024年02月16日

## 領収者情報

領収者:株式会社アート・エム

店舗名:アート・エム

登録番号:T3180001099565

店舗住所:〒454-0962

愛知県 名古屋市中川区 戸田2丁目1503-2

電話番号:052-442-0133

## 注文合計

商品小計	9,900円
総合計	9,900円
支払い金額	9,900円

支払い内訳	9,900円
セブンイレブン(前払)	
課税内訳	
10%対象	9,900円
うち10%対象消費税	900円

※表示金額は全て税込です  
※支払い金額は総合計からポイントを除いた金額です

## 注文情報

## 配送情報

配送方法:追跡可能メール便

お届け先住所: 〒790-0036  
愛媛県 松山市 小栗1-2-18

## 商品明細

明細種別	商品番号	商品名	数量	単価(税込)	税率	小計(税込)
初回注文	B5びT100	【国産】テープ付 B5【ピッタリサイズ】透明OPP袋(透明封筒)【100枚】30ミクロン厚(標準)188x260+40mm	20	495円	10%	9,900円

※表示金額は全て税込です

# 支出伝票

債務確定日(※)	2024年 3月 5日		整理番号	16																																					
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費	広聴費																																					
使途及び内 容 等	会報郵送料 vol.30																																								
金 额	161,920	円	按分率	100 %																																					
特記事項																																									
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日		2024年 3月 5日																																						
<p><b>ご 利用控</b></p> <table border="1"> <tr> <td>お取引内容 <b>振込</b></td> <td>機関番号 <b>62 014</b></td> <td>取扱番号 <b>20240305</b></td> <td>ご利用年月日</td> </tr> <tr> <td>販売店番号 <b>137</b></td> <td>銀行番号 <b>137</b></td> <td>口座番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>万円未満 <b>五千円未満</b></td> <td>千円未満 <b>二千円未満</b></td> <td>お 取 引 金 額 <b>¥161,920</b></td> <td>お 取 引 金 額 <b>¥161,920</b></td> </tr> <tr> <td>テスウリヨウ <b>¥0</b></td> <td>お 取 引 後 残 高 <b>¥0</b></td> <td>テスウリヨウ <b>¥0</b></td> <td>お 取 引 後 残 高 <b>¥0</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(00912) ご依頼人ウタ" サタ"ヒト</td> <td colspan="2">(00912) ご依頼人ウタ" サタ"ヒト</td> </tr> <tr> <td>お振込先 <b>[REDACTED]</b></td> <td>普通 <b>[REDACTED]</b></td> <td>お振込先 <b>[REDACTED]</b></td> <td>普通 <b>[REDACTED]</b></td> </tr> <tr> <td>お受取人 <b>カタウソネット マツヤマメー</b></td> <td></td> <td>お受取人 <b>カタウソネット マツヤマメー</b></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">いつもご利用いただきありがとうございます。</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><b>伊予銀行</b></td> </tr> <tr> <td colspan="2">印紙未申告納付につき松山税務署認済</td> <td colspan="2">印紙未申告納付につき松山税務署認済</td> </tr> </table>		お取引内容 <b>振込</b>	機関番号 <b>62 014</b>	取扱番号 <b>20240305</b>	ご利用年月日	販売店番号 <b>137</b>	銀行番号 <b>137</b>	口座番号		万円未満 <b>五千円未満</b>	千円未満 <b>二千円未満</b>	お 取 引 金 額 <b>¥161,920</b>	お 取 引 金 額 <b>¥161,920</b>	テスウリヨウ <b>¥0</b>	お 取 引 後 残 高 <b>¥0</b>	テスウリヨウ <b>¥0</b>	お 取 引 後 残 高 <b>¥0</b>	(00912) ご依頼人ウタ" サタ"ヒト		(00912) ご依頼人ウタ" サタ"ヒト		お振込先 <b>[REDACTED]</b>	普通 <b>[REDACTED]</b>	お振込先 <b>[REDACTED]</b>	普通 <b>[REDACTED]</b>	お受取人 <b>カタウソネット マツヤマメー</b>		お受取人 <b>カタウソネット マツヤマメー</b>		いつもご利用いただきありがとうございます。				<b>伊予銀行</b>				印紙未申告納付につき松山税務署認済		印紙未申告納付につき松山税務署認済	
お取引内容 <b>振込</b>	機関番号 <b>62 014</b>	取扱番号 <b>20240305</b>	ご利用年月日																																						
販売店番号 <b>137</b>	銀行番号 <b>137</b>	口座番号																																							
万円未満 <b>五千円未満</b>	千円未満 <b>二千円未満</b>	お 取 引 金 額 <b>¥161,920</b>	お 取 引 金 額 <b>¥161,920</b>																																						
テスウリヨウ <b>¥0</b>	お 取 引 後 残 高 <b>¥0</b>	テスウリヨウ <b>¥0</b>	お 取 引 後 残 高 <b>¥0</b>																																						
(00912) ご依頼人ウタ" サタ"ヒト		(00912) ご依頼人ウタ" サタ"ヒト																																							
お振込先 <b>[REDACTED]</b>	普通 <b>[REDACTED]</b>	お振込先 <b>[REDACTED]</b>	普通 <b>[REDACTED]</b>																																						
お受取人 <b>カタウソネット マツヤマメー</b>		お受取人 <b>カタウソネット マツヤマメー</b>																																							
いつもご利用いただきありがとうございます。																																									
<b>伊予銀行</b>																																									
印紙未申告納付につき松山税務署認済		印紙未申告納付につき松山税務署認済																																							

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(16) 広報費

## 請求書

790-0036

愛媛県松山市小栗1-2-18  
上田 貞人 様

2024年 2月 29日

No.

1

株式会社タウンネット 松山メールセンター  
登録番号 T9-5000-0201-9566  
791-2111愛媛県伊予郡武部町八食116-1  
TEL:089-997-7800 FAX:089-997-7080

振込先銀行

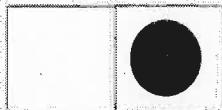
お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

お客様コードNo. [REDACTED]

毎度ありがとうございます。

下記の通り御請求申し上げます。

普通預金 [REDACTED]

株式会社タウンネット  
松山メールセンター

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	消費税額	御買上計	今回御請求額
0	0	0	147,200	14,720	161,920	161,920

伝票日付	伝票 No.	品番・品名	数量	単位	単価	御買上額
2024/02/19	52947	定形/定形外 100g マテ (エリア内)	1,338		64.00	10% 85,632
		定形/定形外 100g マテ (エリア外)	362		64.00	10% 23,168
2024/02/26	52990	定形/定形外 100g マテ (エリア内)	461		64.00	10% 29,504
		定形/定形外 100g マテ (エリア外)	139		64.00	10% 8,896
【売上合計】				(本体 10%)	147,200	
				(消費税 10%)	14,720	

## 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 3月 15日	整理番号	17
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使途及び 内 容 等	プリンタラベル		
金 額	1,772	円	按分率 100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年 3月 15日	

新製品が安い  
KS ケーズデンキ

お買上げ明細		会員番号
2024年 3月15日(金)		17時27分
<b>明細</b>		
●宛名・表示ラベル		
エーワン		持帰
4906186723244	72324	10%
	2点	¥1,772
10%値引対象		
税率別内訳 /	2点/合計	¥1,772
	課税対象額	10%
	(内消費税額	¥161)

[0173144-017059853-2310005972584]

領 収 記  
2024年 3月15日(金) 17時21分  
上田 貞人 様  
金額 ¥1,772  
(内消費税等) ¥161  
税率別内訳 / 税額対象額 10% ¥1,772  
(内消費税額) ¥161  
但し、お品代として

**K's** 新製品が安い  
ケーズデフキ

お買上げ明細		会員番号
2024年 3月15日(金)		17時27分
<b>明細</b>		
●宛名・表示ラベル		
エーワン	持帰	
4906186723244 72324	10%	¥1,772
2点		
10% 優引(内税)		
税率別内訳 / 課税対象額	2点/合計	¥1,772
(内)消費税額	10%	¥1,772
		¥161)

[0173144-017059853-2310005972584]

領收証	17時27分
2024年 3月15日(金)	
上田 貞人 様	
金額	¥1,772
(内消費税等)	¥161)
税率別内訳 / 課税対象額 10%	¥1,772
(内消費税額)	¥161)
但し、お品代として	

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 3月 20日	整理番号	18
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使途及び内 容 等	会報校正・ポスティング費用		
金 額	50,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日 2024年 3月 20日		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
<u>領 収 証</u>			
2024年 3月 20日			
上田 様			
<span style="border-bottom: 1px solid black; padding: 0 10px;">★</span> ￥50,000-			
但 会報校正・ポスティング代として 上記正に領収いたしました			
内 詳 税抜金額 消費税額等( % )			
081016			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。  
 (様式2) (様式2)

# 支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 3月 1日	整理番号	19																																																														
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費																																																														
使途及び内 容 等	会報郵送料																																																																
金 額	22,809 円	按分率	100 %																																																														
特記事項																																																																	
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日 2024年 4月 8日																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">ご 利 用 控</th> </tr> <tr> <th>お取引内容</th> <th>機械番号</th> <th>取扱番号</th> <th>ご利用年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振込</td> <td>60</td> <td>123</td> <td>20240408</td> </tr> <tr> <td>取扱店番号</td> <td>銀行番号</td> <td>カード銀行 支店番号</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>833</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>万円券</td> <td>五千円券</td> <td>二千円券</td> <td>千円券</td> <td>お 取 引 金 銭</td> <td>¥22,809</td> </tr> <tr> <td>テスウリヨウ</td> <td>お 取 引 後 残 高</td> <td>¥0</td> <td>*****</td> <td>*****</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>(03665)</td> <td>ご依頼人ウイタ" サタ"ヒト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>お振込先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>お受取人か)タウンネット マツヤマメー</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>お振込明細 ご案内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				ご 利 用 控				お取引内容	機械番号	取扱番号	ご利用年月日	振込	60	123	20240408	取扱店番号	銀行番号	カード銀行 支店番号	口座番号	833				万円券	五千円券	二千円券	千円券	お 取 引 金 銭	¥22,809	テスウリヨウ	お 取 引 後 残 高	¥0	*****	*****	*****	(03665)	ご依頼人ウイタ" サタ"ヒト					お振込先						普通						お受取人か)タウンネット マツヤマメー						お振込明細 ご案内					
ご 利 用 控																																																																	
お取引内容	機械番号	取扱番号	ご利用年月日																																																														
振込	60	123	20240408																																																														
取扱店番号	銀行番号	カード銀行 支店番号	口座番号																																																														
833																																																																	
万円券	五千円券	二千円券	千円券	お 取 引 金 銭	¥22,809																																																												
テスウリヨウ	お 取 引 後 残 高	¥0	*****	*****	*****																																																												
(03665)	ご依頼人ウイタ" サタ"ヒト																																																																
お振込先																																																																	
普通																																																																	
お受取人か)タウンネット マツヤマメー																																																																	
お振込明細 ご案内																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">ご 利 用 控</th> </tr> <tr> <th>お取引内容</th> <th>機械番号</th> <th>取扱番号</th> <th>ご利用年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>振込</td> <td>60</td> <td>123</td> <td>20240408</td> </tr> <tr> <td>取扱店番号</td> <td>銀行番号</td> <td>カード銀行 支店番号</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>833</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>万円券</td> <td>五千円券</td> <td>二千円券</td> <td>千円券</td> <td>お 取 引 金 銭</td> <td>¥22,809</td> </tr> <tr> <td>テスウリヨウ</td> <td>お 取 引 後 残 高</td> <td>¥0</td> <td>*****</td> <td>*****</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>(03665)</td> <td>ご依頼人ウイタ" サタ"ヒト</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>お振込先</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>お受取人か)タウンネット マツヤマメー</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>お振込明細 ご案内</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				ご 利 用 控				お取引内容	機械番号	取扱番号	ご利用年月日	振込	60	123	20240408	取扱店番号	銀行番号	カード銀行 支店番号	口座番号	833				万円券	五千円券	二千円券	千円券	お 取 引 金 銭	¥22,809	テスウリヨウ	お 取 引 後 残 高	¥0	*****	*****	*****	(03665)	ご依頼人ウイタ" サタ"ヒト					お振込先						普通						お受取人か)タウンネット マツヤマメー						お振込明細 ご案内					
ご 利 用 控																																																																	
お取引内容	機械番号	取扱番号	ご利用年月日																																																														
振込	60	123	20240408																																																														
取扱店番号	銀行番号	カード銀行 支店番号	口座番号																																																														
833																																																																	
万円券	五千円券	二千円券	千円券	お 取 引 金 銭	¥22,809																																																												
テスウリヨウ	お 取 引 後 残 高	¥0	*****	*****	*****																																																												
(03665)	ご依頼人ウイタ" サタ"ヒト																																																																
お振込先																																																																	
普通																																																																	
お受取人か)タウンネット マツヤマメー																																																																	
お振込明細 ご案内																																																																	
<p>いつもご利用いただきありがとうございます。  <b>伊予銀行</b>      山祇税申告納付につき松山税務署認定</p>																																																																	
<p>いつもご利用いただきありがとうございます。  <b>伊予銀行</b>      山祇税申告納付につき松山税務署認定</p>																																																																	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

## 請求書

2024年3月31日

No.

1

790-0036

愛媛県松山市小栗1-2-18  
上田 貞人

様

株式会社タウンネット 松山メールセンター  
登録番号 T9-5000-0201-9566  
791-2111 愛媛県伊予郡砥部町八倉116-1  
TEL:089-997-7800 FAX:089-997-7080

## 振込先銀行

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

お客様コードNo. [REDACTED]

毎度ありがとうございます。  
下記の通り御請求申し上げます。

普通預金 [REDACTED]

株式会社タウンネット  
松山メールセンター

前回御請求額	御入金額	繰越金額	御買上額	消費税額	御買上計	今回御請求額
161,920	161,920	0	20,736	2,073	22,809	22,809

伝票日付	伝票No.	品番	品名	数量	単位	単価	御買上額
2024/03/04	53026	定形/定形外 100g マテ (エリア外)		168		64.00	10,752
2024/03/05	20508	振込入金					161,920
2024/03/11	53092	定形/定形外 100g マテ (エリア内)		6		64.00	384
		定形/定形外 100g マテ (エリア外)		150		64.00	9,600
			【売上合計】		(本体 10%)	20,736	
					(消費税 10%)	2,073	

# 支出伝票

債務確定日(※)	2024年 3月 8日	整理番号	20
科 目	調査研究費 研修費 広報費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 広聴費 人件費 事務所費		
使途及び内 容 等	HP サーバー使用料・ドメイン更新費用（令和5年度分）		
金 额	21,631 円 按分率 90 %		
特記事項	(23,650+385) × 0.9		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日 2024年 4月 8日		

## 領收証

発行日	No
2024/4/8	1

〒 790-0036  
愛媛県松山市小栗1丁目2-18

上田 貞人 様

〒 733-0833  
広島市西区商工センター7-5-52  
株式会社フロンティア  
Tel 082-277-1160  
登録番号 : T3240001010582

金額 ￥23,650

但し

得意先コード

印 紙

(内訳)		
税率	税抜価格	21,500 -
10%	消費税	2,150 -
非課税	金額	0 -

※金額を訂正したもの及び社印、取扱者印無きものは無効とします。

入金種別 振込

取扱者

ひめきん カードサービスご利用控

お取引年月日	時 刻	お取引区分
06-04-08	12:12	振込
お取引店番	お取引口座番号	
普通	お取引手数料	お取引金額
万円	五 千	四
***	***	***
取扱店	機器	お 取 引 後 続 高
18 工		
トウサ カ)フロンティア サマアテ ウエダ" サタ"ヒト サ7 089-961-41117		

愛媛銀行

ひめきん カードサービスご利用控

お取引年月日	時 刻	お取引区分
06-04-08	12:12	振込
お取引店番	お取引口座番号	
普通	お取引手数料	お取引金額
万円	五 千	四
***	***	***
取扱店	機器	お 取 引 後 続 高
18 工		
トウサ カ)フロンティア サマアテ ウエダ" サタ"ヒト サ7 089-961-41117		

愛媛銀行

## 請求書

frontier

② 広報費

No. 029372

上田 貞人 御中

請求日 2024年4月30日

株式会社 フロンティア

登録番号 : T3240001010582

本社・広島オフィス  
〒733-0833 広島県広島市西区商工センター7-5-52  
TEL082-277-1160 FAX082-277-1165  
松山オフィス  
〒790-0065 愛媛県松山市宮西1-5-24 宮西K'sビル  
TEL089-926-3663 FAX089-996-7067

品名／規格

インターネットHPサーバー使用・ドメイン更新

適用	規格	数量	単価	金額
インターネットHPサーバー使用料	SD-11プラン(12ヶ月)	1	18,000	18,000
ドメイン更新費用		1	3,500	3,500
小計				
10%対象	税抜価格		消費税	
8%対象	21,500	10%	2,150	
非課税		8%		
合計			¥23,650	

[取引銀行] ●

/当座

FRONTIER CREATIVE COMMUNICATIONS INC.

## 請求書

frontier

No. 029372

上田 貞人 御中

請求日 2024年4月30日

株式会社 フロンティア

登録番号 : T3240001010582

本社・広島オフィス  
〒733-0833 広島県広島市西区商工センター7-5-52  
TEL082-277-1160 FAX082-277-1165  
松山オフィス  
〒790-0065 愛媛県松山市宮西1-5-24 宮西K'sビル  
TEL089-926-3663 FAX089-996-7067

品名／規格

インターネットHPサーバー使用・ドメイン更新

適用	規格	数量	単価	金額
インターネットHPサーバー使用料	SD-11プラン(12ヶ月)	1	18,000	18,000
ドメイン更新費用		1	3,500	3,500
小計				
10%対象	税抜価格		消費税	
8%対象	21,500	10%	2,150	
非課税		8%		
合計			¥23,650	

[取引銀行] ●

/当座

FRONTIER CREATIVE COMMUNICATIONS INC.